

播磨町高齢者等タクシー料金助成制度

播磨町の高齢者及び要介護・要支援認定を受けた方の移動を支援するため、播磨町高齢者等タクシー料金助成券を交付します。

令和7年度の対象者の方

以下の①または②の方が対象者です。

- ① 令和7年4月1日現在において、「満75歳以上の高齢者」かつ「播磨町に住所がある方」
- ② 要介護・要支援認定を受けている、もしくは要介護・要支援認定を令和7年度中に受けた方(申請時点で播磨町に住所がある方)

参考:昭和24年4月3日～昭和25年4月2日生まれの方、要介護認定を受けている方⇒令和7年度から新たな交付対象者

令和7年度助成券有効期間:助成券が到着した日～令和8年3月31日

助成金額と交付枚数

1枚 700円

年度毎に一人につき12枚8,400円を上限として交付
申請月から3月までの月数分を交付

※申請受付時期によって助成券を交付できる枚数が異なります

初回申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年間交付枚数	12枚	11枚	10枚	9枚	8枚	7枚	6枚	5枚	4枚	3枚	2枚	1枚

申請手続きに必要なもの

- ①申請書
 - ②身分証明書の写し
 - ③印鑑(自署の場合は不要)
- 申請書受付後、助成券を郵送します。

裏面へ続く

助成券の不正使用の禁止

- ・助成券は他人に譲渡しないでください。
 - ・不正利用が発覚した場合、以後助成券の交付は受けられません。
 - ・助成券を紛失した、盗難にあった、破損・汚損した場合は、速やかに播磨町保険課へ届け出を行ってください。
- ※原則、助成券の再発行はいたしませんので、取り扱いには十分ご注意ください。(破損・汚損の場合は助成券と交換により再交付ができます。)

利用方法

以下のすべてを満たす場合に、助成券が利用できます。

- ・乗車地または到着地が播磨町内であること
- ・播磨町と契約しているタクシー業者を利用すること
- ・1回の利用運賃が 700 円以上であること

利用条件

- ①「助成券」をタクシー運転手の方へ提出
- ②不足分の料金(現金等)を支払う

※「播磨町福祉タクシー利用券」(身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方が対象)と併用ができます。

※利用枚数の上限はありませんが、助成券は1回の利用運賃が 700 円以上の場合に1枚、以降追加料金が 700 円加算されるごとに1枚ずつ利用可能です。

※助成券は「運賃」に対してのみ利用できますので、介護タクシーを利用する場合の「介助料」や「資機材使用料」には利用できません。

※タクシーは個人との契約で運行する公共交通機関です。助成券をお持ちの方が複数人で乗車された場合でも、利用できるのはどなたかお一人の助成券です。

助成券は運転手の方が記載しますので、ご自身では何も記載していただく必要はありません。

助成券の返還

次のいずれかに該当するときは、助成券を返還してください。

- ・利用者が死亡、転出したとき
- ・助成券が不要となったとき

※助成券は死亡日、播磨町外への転出日以降は利用できません